

# 青森県報

第三千六百九十八号

平成二十五年  
五月三十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一  
 生産者補給金交付業務を行う協会の指定の解除……………(畜産課) ……二  
 生産者補給金交付業務を行う協会の指定……………(同) ……二

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………(中  
 南地域局) ……二

右 同……………(三  
 八地域局) ……二  
 右 同……………(同) ……三  
 右 同……………(同) ……三  
 右 同……………(同) ……三  
 右 同……………(同) ……三  
 右 同……………(上  
 北地域局) ……三  
 右 同……………(同) ……三  
 右 同……………(同) ……三  
 右 同……………(同) ……四

### 出先機関

土地改良区の役員の内任……………(中  
 南地域局) ……四

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事  
 務局) ……五  
 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五  
 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六  
 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同) ……六

### 公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会  
 計課) ……六  
 右 同……………(同) ……八  
 右 同……………(同) ……八

### 公営企業

青森県立中央病院磁気共鳴診断システムの購入に係る一般競争入札……………(病  
 院  
 課局) ……八

## 告 示

### 青森県告示第四百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
株式会社つがる市柏上古川八重崎三七の二二三	就労継続A型支援	モアレ 五所川原市大字 〇藻川二〇	平成 二五 六 一

青森県告示第四百七十三号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第九条第一項の規定により、次のとおり同法第七条第二項に規定する生産者補給金交付業務を行う協会の指定を解除したので、同法第九条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により公示する。

平成二十五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
社団法人青森県畜産協会	青森市中央二丁目の一五	平成二五・三・三

青森県告示第四百七十四号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第六条第一項の規定により、次のとおり同法第七条第二項に規定する生産者補給金交付業務を行う協会の指定したので、同法第四項の規定により公示する。

平成二十五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一般社団法人青森県畜産協会	青森市中央二丁目の一五	平成二五・四・一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 かい家具株式会社
- 二 代表者の氏名 前田 和紀
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字土手町一六一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一三六九八号
- 五 取消年月日 平成二十五年四月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十五年一月三十一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 山田設備機工株式会社
- 二 代表者の氏名 山田 政信
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字権現堂向一五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第八七四号
- 五 取消年月日 平成二十五年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十五年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大興

二 代表者の氏名 岡田 安正

三 主たる営業所の所在地 八戸市西白山台五丁目一三の一三

四 許可番号 青森県知事許可（特 二三）第一五七〇九号

五 取消年月日 平成二十五年五月二日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 丸鐵

二 氏名 猪鼻 学

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町蒼前東四丁目六の一五一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第三〇〇三八八号

五 取消年月日 平成二十五年五月二日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年四月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 畑林建築

二 氏名 畑林 秋男

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字田向字デントウ平一八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第三〇〇一五四号

五 取消年月日 平成二十五年五月二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年四月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社睦建設

二 代表者の氏名 伊藤 睦

三 主たる営業所の所在地 三沢市南町三丁目三一の二六九二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二三)第六四四号

五 取消年月日 平成二十五年四月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中栄建設工業株式会社

二 代表者の氏名 中野渡 石雄

三 主たる営業所の所在地 十和田市西一番町一五の一四

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二〇)第三三二九号

五 取消年月日 平成二十五年五月八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年四月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中栄建設工業株式会社

二 代表者の氏名 中野渡 石雄

三 主たる営業所の所在地 十和田市西一番町一五の一四

四 許可番号 青森県知事許可(特 二二〇)第三三二九号

五 取消年月日 平成二十五年五月八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可  
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年四月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年五月三十一日

中南地域県民局長 高原 至 智

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	米沢 栄逸	弘前市大字桜庭字西田三三〇	平成 五 年 三 月 三 日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七條の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年五月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党参議院青森県第1支部	仲里奈	相澤正己	青森市西大野二丁目一之五	平成二五・四・一六
生活の党青森県第3区総支部	山内卓	高橋慶一	八戸市青葉一丁目一八の一六	二五・四・三
日本維新の会衆議院青森県第1選挙区支部	升田世喜男	櫻庭義明	青森市大字浜田字玉川一八七の四	二五・四・二四

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高村正人後援会	向井榮一	高村憲人	上北郡東北町上北九〇	平成二五・四・一
西澤幸清	西澤幸清	藤村義美	青森市長島二丁目一之五	二五・四・一五

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

なかよしの党青森支部	工藤範子	出町 章子	青森市大字新城字山田五八七の一五七	二五・四・一〇
青森県建築士事務所政経研究会	野呂敏秋	加藤 彰	青森市安方二丁目九の一三	二五・四・一七

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
今泉昌一後援会	代表者 工藤 孝子	平成二五・四・三
あべ春市連合後援会	代表者 村田 光一	二五・四・八
青森県防衛を支える会	代表者 三上 敬治	二五・四・九
三浦たかひろ後援会	代表者 大久保 信良	二五・四・一〇
波多野里奈を支える会	公職の種類 参議院議員	二五・四・一六
青森県日本酒政治連盟	代表者 阿部 悦郎	二五・四・二四
松林義光後援会	代表者 成田 隆晟	二五・四・二五
代表者	代表者 新山 昌	二五・四・二五
代表者	代表者 佐藤 毅	二五・四・二四
代表者	代表者 三浦 敏彰	二五・四・一〇
代表者	代表者 君嶋 敞	二五・四・九
代表者	代表者 青森市堤町二丁目一之二四	二五・四・二四
代表者	代表者 青森市茶屋町三〇の一	二五・四・一
代表者	代表者 竹林 康寿	二五・四・八
代表者	代表者 葛西 康二	二五・四・三
代表者	代表者 工藤 孝子	平成二五・四・三
代表者	代表者 村田 光一	二五・四・八
代表者	代表者 三上 敬治	二五・四・九
代表者	代表者 大久保 信良	二五・四・一〇
代表者	代表者 阿部 悦郎	二五・四・二四
代表者	代表者 成田 隆晟	二五・四・二五

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
民主党青森県第1総支部	平成二五・四・一八	平成二五・四・二六

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
鈴木孝雄後援会	平成二四・三・三	平成二五・四・一
竹内亮一後援会	二五・四・一九	二五・四・三

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
仲 里奈 (参議院議員)	波多野里奈 を支える会	公職の種 類	参議院議員	衆議院議員	平成 二五・四・二六

青森県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年五月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者	主たる事務所の 在 在 地	年届 月 日 出
三村 輝文 (青森県議会議員)	三村輝文後援会	三村 輝文	上北郡おいらせ町新 助川原五の四	平成 二五・四・三

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

青森県警察本部長 山 本 有 一

- 一 物品等の名称及び数量
- IC 運転免許証作成機用消耗品 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 青森県警察本部警務部会計課
- 青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
- 随意契約

- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十五年三月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社DNPアイディーシステム  
東京都新宿区新宿四丁目三の一七
- 六 契約金額  
一式当たり 二百九十一万九千五百二十五円

内訳

品 名	数量	単 位	金 額
IC用カード基板(一般用)	—	箱	五十二万四千八十円
IC用カード基板(優良用)	—	箱	五十二万四千八十円
IC用カード基板(新規用)	—	箱	五十二万四千八十円
高速型リボンセット	—	箱	十四万七千円
新経歴書用カード基板	—	箱	十五万八千三百三十円
裏面追加備考紙	—	箱	二千六百二十五円
印字用ロール紙	—	セット	一万八千三百七十五円
メインランプ	—	セット	一万三千二百三十円
フットランプ	—	個	二千二百五十円
吸着パット	—	セット	五千三百五十五円
LEDランプ ASSY	—	セット	一万九百二十円
入口センサーLED ASSY	—	個	七千三百五十円

- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

呼吸フィルター大	—	個	九千四百五十円
呼吸フィルター小	—	個	五千七百七十五円
排出ローラー	—	セット	一万四千七百円
ヒートローラ上	—	セット	四万八千三百円
DU付ブラケットH	—	セット	三万二百四十円
サーミスター	—	セット	三千五百五十円
ハロゲンヒートランプ	—	セット	二万二千五十円
ヒートローラ下	—	セット	三万七千八百円
タイミングベルト入口H1	—	セット	七千九百八十円
タイミングベルト入口H2	—	セット	七千三百五十円
ゴムロールH/R	—	セット	一万二千六百円
ロールEXIT	—	セット	四万四千百円
ロールEXIT/L	—	セット	四万二千円
ロールロアピンチローラー	—	セット	四万四千百円
サーマルヘッド	—	セット	六十八万二千五百円

ものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

青森県警察本部長 山 本 有 一

- 一 特定役務の名称  
通信指令システム保守作業委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十五年三月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
富士通株式会社青森支店  
青森市長島二丁目一三の一
- 六 契約金額  
二千八百七十二万四千七百四十五円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月三十一日

青森県警察本部長 山 本 有 一

- 一 物品等の名称及び数量  
汎用電子計算機システム用プログラムプロダクト等賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十五年三月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日本電子計算機株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目四の一
- 六 契約金額  
四千三百八万四千四百四十円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十五年二月八日

公 営 企 業

青森県立中央病院磁気共鳴診断システムの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十



二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年五月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。  
磁気共鳴診断システム一式
- 二 納入期限、納入場所及び入札方法  
入札説明書による。
- 三 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付された者であること。
- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- 5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 四 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市東造道二丁目の一  
青森県病院局運営部管理課  
電話 〇一七 七二六 八〇三七
- 2 入札書の提出期限  
平成二十五年七月十日 午後二時
- 3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

平成二十五年七月十日 午後二時

- 五 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百三十二条、第三百三十三条及び第三百五十九条の規定による。
  - 六 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内
  - 七 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - 八 その他
  - 1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 2 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - 3 入札書の記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- SUMMARY
- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
(1) Magnetic Resonance Imaging System.  
(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.
  - 2 Time limit for tender : 2:00 p.m. 10 July 2013

3 Contact point for the notice :  
Supply Section  
Management Division  
Hospital Bureau  
Aomori Prefectural Government  
2-1-1 Higashitsukurimichi  
Aomori City, Aomori 030-8553  
Japan  
TEL 017-726-8037

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭